

第111期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

【事業報告】

当行の新株予約権等に関する事項
業務の適正を確保する体制

【計算書類】

株主資本等変動計算書
個別注記表

【連結計算書類】

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)



上記の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当行ウェブサイト（アドレス <https://www.aichibank.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるものおよび社外取締役を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ①新株予約権の名称 株式会社愛知銀行 第1回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2012年7月20日 ③新株予約権の総数 21個 ④新株予約権の目的となる株式の種類および数 当行普通株式 2,100株 ⑤新株予約権の行使期間 2012年7月21日から2042年7月20日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。 	1名
	<ul style="list-style-type: none"> ①新株予約権の名称 株式会社愛知銀行 第2回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2013年7月19日 ③新株予約権の総数 41個 ④新株予約権の目的となる株式の種類および数 当行普通株式 4,100株 ⑤新株予約権の行使期間 2013年7月20日から2043年7月19日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。 	4名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
<p>取締役 (監査等委員であるものおよび社外取締役を除く。)</p>	<p>①新株予約権の名称 株式会社愛知銀行 第3回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2014年7月25日 ③新株予約権の総数 31個 ④新株予約権の目的となる株式の種類および数 当行普通株式 3,100株 ⑤新株予約権の行使期間 2014年7月26日から2044年7月25日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。</p>	<p>4名</p>
	<p>①新株予約権の名称 株式会社愛知銀行 第4回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2015年7月24日 ③新株予約権の総数 32個 ④新株予約権の目的となる株式の種類および数 当行普通株式 3,200株 ⑤新株予約権の行使期間 2015年7月25日から2045年7月24日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。</p>	<p>6名</p>

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
<p>取締役 (監査等委員であるものおよび社外取締役を除く。)</p>	<p>①新株予約権の名称 株式会社愛知銀行 第5回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2016年7月22日 ③新株予約権の総数 55個 ④新株予約権の目的となる株式の種類および数 当行普通株式 5,500株 ⑤新株予約権の行使期間 2016年7月23日から2046年7月22日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役(監査等委員である取締役を含む)の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。</p>	<p>7名</p>
	<p>①新株予約権の名称 株式会社愛知銀行 第6回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2017年7月21日 ③新株予約権の総数 47個 ④新株予約権の目的となる株式の種類および数 当行普通株式 4,700株 ⑤新株予約権の行使期間 2017年7月22日から2047年7月21日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役(監査等委員である取締役を含む)の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。</p>	<p>7名</p>

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるものおよび社外取締役を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ①新株予約権の名称 株式会社愛知銀行 第7回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2018年7月20日 ③新株予約権の総数 57個 ④新株予約権の目的となる株式の種類および数 当行普通株式 5,700株 ⑤新株予約権の行使期間 2018年7月21日から2048年7月20日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役(監査等委員である取締役を含む)の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。 	7名
	<ul style="list-style-type: none"> ①新株予約権の名称 株式会社愛知銀行 第8回新株予約権 ②新株予約権の割当日 2019年7月19日 ③新株予約権の総数 95個 ④新株予約権の目的となる株式の種類および数 当行普通株式 9,500株 ⑤新株予約権の行使期間 2019年7月20日から2049年7月19日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当行の取締役(監査等委員である取締役を含む)の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。 	7名
社外取締役 (監査等委員であるものを除く。)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当事項はございません。

業務の適正を確保する体制

<業務の適正を確保するための体制の内容の概要>

当行は以下のとおり、業務の適正を確保するための体制として「内部統制システムの構築に関する基本方針」を取締役会決議により定めております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

役職員は、銀行の経営理念である「行是・行訓」を基に制定された「愛知銀行倫理・行動憲章」に従い、法令等を遵守し、社会規範に反することのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行する。

コンプライアンスの統括組織としてはコンプライアンス委員会を、法令等遵守を統括管理するコンプライアンス担当部署としては、コンプライアンス・リスク統括部を設置し、コンプライアンス体制の整備・強化を図る。

役職員に「コンプライアンス・マニュアル」を配布し法令遵守の周知徹底を図る。また、コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画として、コンプライアンス・プログラムを毎年度策定し、取締役はその進捗状況や委員会等の報告を受け評価を行う。

法令違反行為等を通報・相談する体制として、コンプライアンス・ホットラインを設置し、不正行為等の早期発見・早期解決および是正を図る。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、取引を含めた一切の関係の遮断を図り、不当要求には断固として拒絶する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「セキュリティポリシー」等に基づき情報資産の適切な管理を図る。

取締役会議事録をはじめ重要な各種委員会等の議事録・報告書を作成し、法令および行内規定により、主管部で保管する。これらの文書については、取締役が常時閲覧できるよう行内規定に基づき文書の整理および保存を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理の基本規定」および「危機管理規定」に基づき、リスク種類ごとに基本規定・マニュアルを整備しリスク管理を図る。

リスク管理の統括組織としてはリスク管理委員会を設置し、各種リスクの状況報告・統合的リスク管理等に関する協議・検討を行う。

信用リスク・市場関連リスク・流動性リスク・オペレーショナルリスク等の状況については、定期的に取り締役会へ報告される体制とする。

取締役会直轄の組織として監査部を設置し、本部各部・営業店およびグループ会社の内部監査を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要がある場合は随時開催する。各種委員会を設置し、重要な案件につき横断的な協議を行う。また、「職制」「事務分掌規定」等に基づき、取締役の職務を明確化し、職務の執行が効率的に行われることを図る。

取締役は、その業務執行状況について定期的に取り締役会に報告する。

(5) 当行ならびにグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関連会社管理規定」により、リスク管理・コンプライアンス等、グループ会社を管理する業務所管部署を定めるとともに、重要事項に関する銀行への承認事項、報告事項を定める。

グループ会社の統括は総合企画部が担当し、「関連会社管理規定」に基づきグループ各社から業務内容の報告を受けるとともに、グループ各社の指導・管理を行う体制とする。

また、銀行の監査部はグループ会社の内部管理体制等の適切性・有効性について監査を実施する体制とする。

銀行とグループ会社は、コンプライアンス・ホットラインについて、統一的に運用・対応できる体制とする。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補佐するために監査等委員会事務局を設置し、常勤で専任の使用人を所属させる。監査等委員会事務局の使用人の人数および選任について、あらかじめ監査等委員会の意見を聴取し、これを尊重する。

(7) **監査等委員会の職務を補助すべき使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会事務局に所属する使用人の任命および異動、人事考課については、監査等委員会の意見を尊重する。

監査等委員会事務局に所属する使用人は、監査等委員会以外からの指揮命令を受けない。

(8) **取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制および監査等委員会へ報告した者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

常勤の監査等委員へ、重要な稟議書・報告書は回覧し、また重要なリスクが生じた場合は報告する体制とする。

監査等委員会は必要に応じて報告事項等について取締役（監査等委員である取締役を除く。）または使用人に説明を求めることができる体制とする。

常勤の監査等委員は、銀行およびグループ会社のコンプライアンス・ホットラインの通報・相談窓口の一つになり、通報・相談を受けることができる体制とする。また、通報者・相談者についての秘密を保持し、就業上の不利益等を被らないよう取扱う。

(9) **監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員が、その職務を遂行するために必要と判断したときは、その費用を銀行に求めることができる。

(10) **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員会は、代表者へのヒアリングなどを定期的に行う。また、弁護士、会計監査人、グループ会社の監査役、内部監査部門である監査部と連携し、定期的な会合を持つなどして監査が実効的に行われることを確保する体制をとる。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

- ・ 当行は、愛知銀行倫理・行動憲章、コンプライアンスの手引、基本法令・Q&A等を取りまとめた「コンプライアンス・マニュアル」を役職員に配布し、法令遵守の周知・徹底を図っております。
- ・ コンプライアンス委員会につきましては、原則隔月開催し、コンプライアンス体制の整備・強化を図っております。
- ・ 「コンプライアンス規定」に基づき、年度のコンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス・プログラムの実施状況、重要なコンプライアンス違反の発生内容および改善策、その他重要事項について、半期毎にコンプライアンス委員会、取締役会への報告を行っております。
- ・ 法令違反行為等を通報・相談する体制につきましては、当行の常勤の監査等委員・監査部長および第三者機関（弁護士）を窓口としたコンプライアンス・ホットラインを設置しており、通報状況等は定期的にコンプライアンス委員会、取締役会へ報告しております。
- ・ 反社会的勢力への対応につきましては、対応状況についてコンプライアンス委員会、取締役会へ報告しております。

(2) リスク管理体制

- ・ 当行は、リスク管理委員会を原則隔月開催し、各種リスクの状況報告、統合的リスク管理等に関する協議・検討のほか、リスク管理・危機管理に関する規定・マニュアルの整備を行っております。
- ・ また、統合的リスク管理の状況のほか、リスク種類毎の概況を半期毎に取締役会へ報告しております。
- ・ 監査部は、本部各部・営業店およびグループ会社の内部監査を行い、監査結果および改善状況等を半期毎に取締役会へ報告しております。

(3) 取締役の効率的な職務執行を確保するための体制

- ・ 取締役会は毎月1回定例的に開催するほか、必要がある場合は随時開催しております。当事業年度は定例取締役会を12回、臨時取締役会を6回開催しております。

- ・ また、重要な案件について協議を行うため、経営管理委員会（12回）、リスク管理委員会（6回）、コンプライアンス委員会（8回）を開催しております。
- ・ 取締役の職務は、「職制」「事務分掌規定」等により明確化し、取締役の業務執行状況は、定期的に取締役会へ報告しております。
- ・ 取締役会議事録をはじめ重要な各種委員会等の議事録・報告書を作成し法令および行内規定に従い、主管部にて保存・管理を行っております。

(4) 当行グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・ グループ会社の管理体制、銀行への承認申請・報告を要する重要事項等を「関連会社管理規定」に定めております。また、総合企画部がグループ会社の統括部署として業務内容の報告を受けるとともに、グループ会社の指導・管理を行う体制を構築しております。
- ・ 監査部は、グループ会社の内部管理態勢等の適切性・有効性について監査を実施しております。
- ・ コンプライアンス・ホットラインにつきましては、銀行とグループ会社で統一的に運用・対応できる体制を構築しております。

(5) 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

- ・ 監査等委員会は、代表取締役へ定期的にヒアリングを行うとともに、会計監査人、グループ会社の監査役、内部監査部門である監査部等との間で定期的に情報交換を行い連携しております。
- ・ 当行およびグループ会社の重要な稟議書・報告書は常勤の監査等委員へ随時回覧するとともに、常勤の監査等委員は各種委員会等の重要な会議に出席しております。
- ・ 監査等委員会の職務を補佐するため、監査等委員会以外から指揮命令をうけない専任のスタッフが所属しております。

第111期株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	18,000	13,834	－	13,834	5,392	434	122,280	4,722	132,829
当期変動額									
剰余金の配当								△1,134	△1,134
当期純利益								2,831	2,831
自己株式の取得									
自己株式の処分			△5	△5					
土地再評価差額金の取崩								△3	△3
別途積立金の積立							3,000	△3,000	－
利益剰余金から資本剰余金への振替			5	5				△5	△5
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	3,000	△1,312	1,687
当期末残高	18,000	13,834	－	13,834	5,392	434	125,280	3,410	134,517

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△724	163,939	50,653	8,304	58,957	274	223,171
当期変動額							
剰余金の配当		△1,134					△1,134
当期純利益		2,831					2,831
自己株式の取得	△366	△366					△366
自己株式の処分	18	13					13
土地再評価差額金の取崩		△3					△3
別途積立金の積立							
利益剰余金から資本剰余金への振替		—					
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			△21,115	62	△21,053	20	△21,032
当期変動額合計	△347	1,340	△21,115	62	△21,053	20	△19,691
当期末残高	△1,071	165,280	29,538	8,366	37,904	295	203,479

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法〔ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法〕を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～50年
その他	3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当規定に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年3月17日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13～14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金

偶発損失引当金（保証負担損失引当金）は、貸出金等に係る信用保証協会の保証についての責任共有制度等による将来の負担金支払に備えるため、過去の貸倒実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 1,798百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に2,009百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,492百万円、延滞債権額は32,316百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,228百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,117百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は39,154百万円であります。
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、18,433百万円であります。

8. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、2,743百万円であります。

9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	179,646百万円
担保資産に対応する債務	
コールマネー	5,441百万円
債券貸借取引受入担保金	80,109百万円
借入金	84,835百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券630百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金10,000百万円及び保証金367百万円が含まれております。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、576,495百万円であり、これらは全て原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

再評価を行った土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額を記載しておりません。

- | | |
|----------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 12. 有形固定資産の減価償却累計額 | 23,732百万円 |
| 13. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 1,892百万円 |
| 14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は29,868百万円であります。 | |
| 15. 関係会社に対する金銭債権総額 | 6,920百万円 |
| 16. 関係会社に対する金銭債務総額 | 3,729百万円 |

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	34百万円
役務取引等に係る収益総額	19百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	72百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	33百万円
役務取引等に係る費用総額	67百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	264百万円
その他の取引に係る費用総額	0百万円

2. 営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、次の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（38百万円）として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失（百万円）	
稼働資産	愛知県内	営業店舗等1か店	土地及び建物動産等	19	
				(うち土地)	14)
				(うち建物等)	5)
				(うち動産等)	－)
	愛知県外	営業店舗等1か店	土地及び建物動産等	4	
				(うち土地)	－)
				(うち建物等)	4)
				(うち動産等)	－)
遊休資産等	愛知県内	遊休資産等1か所	土地及び建物動産等	10	
				(うち土地)	10)
				(うち建物等)	－)
				(うち動産等)	－)
	愛知県外	遊休資産等1か所	土地及び建物動産等	3	
				(うち土地)	3)
				(うち建物等)	－)
				(うち動産等)	－)
合計				38	
				(うち土地)	28)
				(うち建物等)	9)
				(うち動産等)	－)

稼働資産については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。

また、遊休資産については各々1つの単位として取り扱っております。

なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は不動産鑑定評価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	95	99	3	191	(注)
合計	95	99	3	191	

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加99千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加94千株及び単元未満株式の買取による増加4千株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少3千株は、単元未満株式の買増請求による減少0千株及びストック・オプションの行使に伴う自己株式処分による減少3千株であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2020年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	—

2. 満期保有目的の債券 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	1,798
関連法人等株式	—
合計	1,798

4. その他有価証券（2020年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取 得 原 価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	87,966	39,603	48,363
	債 券	369,478	366,052	3,425
	国 債	74,694	74,248	445
	地 方 債	104,674	103,765	909
	社 債	190,108	188,038	2,070
	外 国 債 券	24,018	23,692	325
	そ の 他	42,558	39,057	3,500
	小 計	524,021	468,406	55,615
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	16,268	19,079	△2,811
	債 券	243,674	244,742	△1,068
	国 債	19,962	20,110	△148
	地 方 債	55,186	55,548	△362
	社 債	168,525	169,083	△557
	外 国 債 券	49,024	49,760	△736
	そ の 他	128,578	137,792	△9,214
	小 計	437,545	451,376	△13,830
合 計		961,566	919,782	41,784

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株 式	1,409
そ の 他	927
合 計	2,336

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	19,767	4,618	2,867
債券	155,222	794	56
国債	4,133	78	－
地方債	43,751	188	18
社債	107,337	527	37
外国債券	9,420	315	－
その他	71,446	2,944	4,168
合計	255,856	8,672	7,092

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、707百万円(うち、株式397百万円、債券310百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価と比べて30%以上下落したものとしております。

そのうち、下落率50%以上の銘柄は一律減損処理し、下落率30%以上50%未満のものは、時価の回復可能性があると認められるもの以外について、全て減損処理を行っております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	1,933百万円
偶発損失引当金	402
減価償却費	414
有価証券償却	1,612
土地減損等	367
その他	1,678
繰延税金資産小計	6,408
評価性引当額	△2,370
繰延税金資産合計	4,038
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△12,246
退職給付信託設定益	△337
退職給付引当金	△58
買換資産圧縮積立金その他	△204
繰延税金負債合計	△12,847
繰延税金負債の純額	△8,808百万円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当事業年度における費用計上額及び科目名

営業経費 33百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役（社外取締役除く）13名	当行の取締役（社外取締役除く）13名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	当行普通株式 13,000株	当行普通株式 12,200株
付与日	2012年7月20日	2013年7月19日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2012年7月21日 ～2042年7月20日	2013年7月20日 ～2043年7月19日
	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役（社外取締役除く）13名	当行の取締役（社外取締役除く）13名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	当行普通株式 9,100株	当行普通株式 7,100株
付与日	2014年7月25日	2015年7月24日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2014年7月26日 ～2044年7月25日	2015年7月25日 ～2045年7月24日
	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）13名	当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）11名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	当行普通株式 10,600株	当行普通株式 7,400株
付与日	2016年7月22日	2017年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2016年7月23日 ～2046年7月22日	2017年7月22日 ～2047年7月21日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）9名	当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）7名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	当行普通株式 7,700株	当行普通株式 9,500株
付与日	2018年7月20日	2019年7月19日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2018年7月21日 ～2048年7月20日	2019年7月20日 ～2049年7月19日

（注）株式数に換算して記載しております。

（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2020年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株 予約権	第2回新株 予約権	第3回新株 予約権	第4回新株 予約権	第5回新株 予約権	第6回新株 予約権	第7回新株 予約権	第8回新株 予約権
権利確定前								
前事業年度末	—	—	—	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—	—	—	9,500株
失効	—	—	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	—	9,500株
未確定残	—	—	—	—	—	—	—	—
権利確定後								
前事業年度末	6,100株	9,700株	7,200株	6,600株	10,600株	7,400株	7,700株	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	—	9,500株
権利行使	1,300株	1,800株	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—	—	—
未行使残	4,800株	7,900株	7,200株	6,600株	10,600株	7,400株	7,700株	9,500株

② 単価情報

	第1回新株 予約権	第2回新株 予約権	第3回新株 予約権	第4回新株 予約権	第5回新株 予約権	第6回新株 予約権	第7回新株 予約権	第8回新株 予約権
権利行使価格	1円							
行使時平均株価	3,098円	3,362円	—	—	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価	3,645円	4,556円	4,959円	6,811円	4,466円	6,004円	4,673円	3,523円

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された第8回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	第8回新株予約権
株価変動性（注1）	26.303%
予想残存期間（注2）	2.7年
予想配当（注3）	100円/株
無リスク利率（注4）	△0.205%

- (注) 1. 予想残存期間に対応する期間（2016年11月から2019年7月まで）の株価実績に基づき算定しております。
2. 過去10年間に退任した取締役の平均在任期間と、現在の在任取締役の平均在任期間との差を予想残存期間とする方法で見積もっております。
3. 2019年3月期の配当実績であります。
4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(1 株当たり情報)

1株当たりの純資産額	18,898円09銭
1株当たりの当期純利益金額	262円83銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	261円43銭

第111期連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,000	13,883	137,146	△724	168,305
当期変動額					
剰余金の配当			△1,134		△1,134
親会社株主に帰属する当期純利益			2,930		2,930
自己株式の取得				△366	△366
自己株式の処分		△5		18	13
土地再評価差額金の取崩			△3		△3
利益剰余金から資本剰余金への振替		5	△5		－
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	－	－	1,787	△347	1,440
当期末残高	18,000	13,883	138,933	△1,071	169,746

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	50,729	8,304	△1,956	57,077	274	4,132	229,790
当期変動額							
剰余金の配当							△1,134
親会社株主に帰属する当期純利益							2,930
自己株式の取得							△366
自己株式の処分							13
土地再評価差額金の取崩							△3
利益剰余金から資本剰余金への振替							
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△21,140	62	△867	△21,945	20	45	△21,880
当期変動額合計	△21,140	62	△867	△21,945	20	45	△20,439
当期末残高	29,589	8,366	△2,823	35,131	295	4,177	209,350

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法〔ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法〕を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～50年
その他	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当規定に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年3月17日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

7. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

8. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

9. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、当行の執行役員並びに連結される子会社及び子法人等の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、当行の執行役員並びに連結される子会社及び子法人等の役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

当行の睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

11. 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金(保証負担損失引当金)は、貸出金等に係る信用保証協会の保証についての責任共有制度等による将来の負担金支払に備えるため、過去の貸倒実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

12. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13～14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。

13. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

14. リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に経常収益と経常費用を計上する方法によっております。

15. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用に計上しております。

未適用の会計基準等

1. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

3. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) が2003年に公表した国際会計基準 (IAS) 第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS 第1号」) 第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(以下「本会計基準」)が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

4. 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に2,009百万円含まれております。
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,503百万円、延滞債権額は32,334百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,228百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,117百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は39,183百万円であります。
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、18,433百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、2,743百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券

179,646百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー及び売渡手形

5,441百万円

債券貸借取引受入担保金

80,109百万円

借入金

84,835百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券630百万円を差し入れております。

また、その他資産には、中央清算機関差入証拠金10,000百万円、金融商品等差入担保金4百万円、保証金389百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、577,109百万円であり、これらは全て原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

再評価を行った土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額を記載しておりません。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 24,202百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,892百万円
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は29,868百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益4,637百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、株式等売却損2,923百万円及び株式等償却398百万円を含んでおります。
3. 営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、次の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額及び撤去費用等を減損損失（38百万円）として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失（百万円）
稼働資産	愛知県内	営業店舗等1か店	土地及び建物動産等	19
			(うち土地)	14)
			(うち建物等)	5)
	愛知県外	営業店舗等1か店	土地及び建物動産等	4
			(うち土地)	－)
			(うち建物等)	4)
遊休資産等	愛知県内	遊休資産等1か所	土地及び建物動産等	10
			(うち土地)	10)
			(うち建物等)	－)
	愛知県外	遊休資産等1か所	土地及び建物動産等	3
			(うち土地)	3)
			(うち建物等)	－)
合計				38
			(うち土地)	28)
			(うち建物等)	9)
			(うち動産等)	－)

稼働資産については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。

また、遊休資産については各々1つの単位として取り扱っております。

なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は不動産鑑定評価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,943	－	－	10,943	
合計	10,943	－	－	10,943	
自己株式					
普通株式	95	99	3	191	(注)
合計	95	99	3	191	

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加99千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加94千株及び単元未満株式の買取による増加4千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少3千株は、単元未満株式の買増請求による減少0千株及びストック・オプションの行使に伴う自己株式処分による減少3千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権			－		295		
	合計			－		295		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	596百万円	55円	2019年3月31日	2019年6月24日
2019年11月13日 取締役会	普通株式	537百万円	50円	2019年9月30日	2019年12月9日
合計	－	1,134百万円	－	－	－

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の 原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	537百万円	その他利益 剰余金	50円	2020年3月31日	2020年6月29日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、顧客から「預金」を受け入れることで資金調達を行っております。また、調達資金である「預金」を民間企業や個人を対象に貸付けを行う貸出業務を行うとともに、債券、株式等で運用する市場運用を行っております。

デリバティブ取引については、顧客の為替変動リスク回避、当行自身の外貨資金調達取引及び金利上昇リスク回避のために利用しております。また、金融資産及び金融負債が市場リスクに晒されることから回避するため、総合的リスク管理の観点から、ヘッジ手段としてデリバティブを利用することとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として民間企業や個人に対する貸出金であり、金利リスク及び信用供与先の財務状況の悪化等によってもたらされる信用リスクに晒されております。

有価証券は、主に債券、株式であり、債券は売買目的、その他有価証券及び満期保有目的、株式は純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これは、発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び為替リスクに晒されております。預金については、流動性預金と定期性預金があり、定期性預金の期間は最長で5年であります。

金利変動を伴う金融資産及び金融負債を保有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行では、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、格付別・業種別等の信用リスクを時系列で分析し、銀行全体のポートフォリオの信用リスクの分散を図っております。

当行グループは、個別債務者の信用リスク管理について、審査部門が個別債務者毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等を検証して評価を行っております。評価は、新規案件審査時及び実行後の途上与信管理や自己査定において定期的あるいは事象発生等により随時に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めております。自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものであります。自己査定の集計結果等は自己査定検証部門が検証し、経営陣に報告しております。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、与信管理部門が、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。与信管理部門は、モニタリング結果を定期的に経営陣に報告しております。

当行では、行内格付制度を導入しております。行内格付制度は、個別債務者に信用度に応じた信用格付を付与して分類するもので、当行では、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う上で、行内格付を利用しております。

また、当行では信用リスクの計量化を行い、信用リスク管理に活用しております。

②市場リスクの管理

当行では、市場リスク量を適切にコントロールするために、コンプライアンス・リスク統括部が市場リスクの状況をモニタリングしております。具体的には、計量可能な市場リスクについては市場リスク量を計測し、また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、当行が抱える市場リスク量や、当行の損益がどのように変動するかを把握しております。

コンプライアンス・リスク統括部は、市場リスクの状況について、定期的に取り締役会・リスク管理委員会等に報告しており、リスク管理委員会等において、市場リスクが当行の自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認するとともに、市場リスクのコントロールに関する方針の検討を行っております。

○市場リスクに係る定量的情報

当行グループにおいて、主要なリスク変数は金利リスクと株価リスクであります。金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券及び投資有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「預金」であり、株価変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券及び投資有価証券」のその他有価証券に分類される株式であります。当行グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、「市場統合リスク」、「債券」、「投信・その他の証券」、「純投資株式」、「政策投資株式」に区分してVaRを算定することで、金利の変動リスク、及び株価の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。VaRの算定にあたってはヒストリカル・シミュレーション法(保有期間125日、信頼区間99%、観測期間10年)を採用しております。

2020年3月31日(当期の連結決算日)現在で当行グループの市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で12,232百万円であります。VaRの算定にあたっては、バンキング勘定の金利リスクと投信・その他の証券の価格変動リスク、及び純投資株式の価格変動リスクを対象とするVaR値と、政策投資株式の価格変動リスクを対象とするVaR値を合算しております。

なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。但し、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。
（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	137,615	137,615	－
(2) コールローン及び買入手形	1,116	1,116	－
(3) 商品有価証券			
売買目的価証券	1	1	－
(4) 有価証券			
その他有価証券	961,807	961,807	－
(5) 貸出金	2,063,699		
貸倒引当金（*1）	△7,721		
	2,055,977	2,089,604	33,626
資産計	3,156,519	3,190,145	33,626
(1) 預金	2,808,769	2,808,796	26
(2) 譲渡性預金	4,100	4,100	－
(3) コールマネー及び売渡手形	5,441	5,441	－
(4) 債券貸借取引受入担保金	80,109	80,109	－
(5) 借入金	95,596	95,603	6
負債計	2,994,016	2,994,049	33
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(64)	(64)	－
デリバティブ取引計	(64)	(64)	－

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、連結決算日における満期日までの残存期間に基づく区分ごとに、無リスクの利子率で割り引いた現在価値を算定しております。なお、連結決算日における満期日までの残存期間が1年以内の取引については、時価が帳簿価額と近似していることを確認し、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

連結決算日における満期日までの残存期間に基づく区分ごとに、無リスクの利子率で割り引いた現在価値を算定しております。なお、連結決算日における満期日までの残存期間が1年以内の取引については、時価が帳簿価額と近似していることを確認し、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付や担保・保証による回収見込額等に基づいて算定した、キャッシュ・フローに固有の不確実性（信用リスク等）を負担するための対価（リスク・プレミアム）を、無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、連結決算日における償還期限までの残存期間が1年以内の取引については、時価が帳簿価額と近似していることを確認し、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、法人向けの取引については、内部格付や担保・保証による回収見込額等に基づいて算定した、キャッシュ・フローに固有の不確実性（信用リスク等）を負担するための対価（リスク・プレミアム）を、無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。個人向けの取引については、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、連結決算日における貸出期日までの残存期間が1年以内の取引については、時価が帳簿価額と近似していることを確認し、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、連結決算日における預入満期日までの残存期間が1年以内の取引については、時価が帳簿価額と近似していることを確認し、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4)債券貸借取引受入担保金、及び(5)借入金

連結決算日における満期日までの残存期間に基づく区分ごとに、無リスクの利子率で割り引いた現在価値を算定しております。なお、連結決算日における満期日までの残存期間が1年以内の取引については、時価が帳簿価額と近似していることを確認し、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引(通貨スワップ、為替予約)であり、割引現在価値等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (* 1) (* 2)	1,525
② その他の証券 (* 1)	927
合 計	2,452

(* 1) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(* 2) 当連結会計年度において、非上場株式について1百万円減損処理を行っています。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預け金	97,862	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	1,116	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	159,230	208,910	138,045	67,957	137,865	73,673
貸出金(*)	303,664	385,938	277,860	174,892	195,659	472,650
合計	561,874	594,848	415,905	242,849	333,524	546,323

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない33,837百万円、期間の定めのないもの219,196百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超
預金(*)	2,561,003	232,650	15,114	—	—	—
譲渡性預金	4,100	—	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	5,441	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	80,109	—	—	—	—	—
借入金	71,939	12,139	11,517	—	—	—
合計	2,722,594	244,790	26,632	—	—	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2020年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	—

2. 満期保有目的の債券（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他有価証券（2020年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取 得 原 価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株 式	88,114	39,657	48,457
	債 券	369,478	366,052	3,425
	国 債	74,694	74,248	445
	地 方 債	104,674	103,765	909
	社 債	190,108	188,038	2,070
	外 国 債 券	24,018	23,692	325
	そ の 他	42,558	39,057	3,500
	小 計	524,169	468,460	55,709
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株 式	16,270	19,082	△2,811
	債 券	243,674	244,742	△1,068
	国 債	19,962	20,110	△148
	地 方 債	55,186	55,548	△362
	社 債	168,525	169,083	△557
	外 国 債 券	49,024	49,760	△736
	そ の 他	128,669	137,891	△9,222
	小 計	437,638	451,476	△13,838
合 計		961,807	919,937	41,870

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	19,767	4,618	2,867
債券	155,222	794	56
国債	4,133	78	－
地方債	43,751	188	18
社債	107,337	527	37
外国債券	9,420	315	－
その他	71,446	2,944	4,168
合計	255,856	8,672	7,092

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、707百万円（うち、株式397百万円、債券310百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価と比べて30%以上下落したものであるとしております。

そのうち、下落率50%以上の銘柄は一律減損処理し、下落率30%以上50%未満のものは、時価の回復可能性があると認められるもの以外について、全て減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 33百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役（社外取締役除く）13名	当行の取締役（社外取締役除く）13名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	当行普通株式 13,000 株	当行普通株式 12,200 株
付与日	2012年7月20日	2013年7月19日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2012年7月21日 ～2042年7月20日	2013年7月20日 ～2043年7月19日
	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役（社外取締役除く）13名	当行の取締役（社外取締役除く）13名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	当行普通株式 9,100 株	当行普通株式 7,100 株
付与日	2014年7月25日	2015年7月24日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2014年7月26日 ～2044年7月25日	2015年7月25日 ～2045年7月24日
	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）13名	当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）11名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	当行普通株式 10,600 株	当行普通株式 7,400 株
付与日	2016年7月22日	2017年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2016年7月23日 ～2046年7月22日	2017年7月22日 ～2047年7月21日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）9名	当行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）7名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	当行普通株式 7,700株	当行普通株式 9,500株
付与日	2018年7月20日	2019年7月19日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2018年7月21日 ～2048年7月20日	2019年7月20日 ～2049年7月19日

（注）株式数に換算して記載しております。

（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2020年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株 予約権	第2回新株 予約権	第3回新株 予約権	第4回新株 予約権	第5回新株 予約権	第6回新株 予約権	第7回新株 予約権	第8回新株 予約権
権利確定前								
前連結会計 年度末	—	—	—	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—	—	—	9,500株
失効	—	—	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	—	9,500株
未確定残	—	—	—	—	—	—	—	—
権利確定後								
前連結会計 年度末	6,100株	9,700株	7,200株	6,600株	10,600株	7,400株	7,700株	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	—	9,500株
権利行使	1,300株	1,800株	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—	—	—
未行使残	4,800株	7,900株	7,200株	6,600株	10,600株	7,400株	7,700株	9,500株

② 単価情報

	第1回新株 予約権	第2回新株 予約権	第3回新株 予約権	第4回新株 予約権	第5回新株 予約権	第6回新株 予約権	第7回新株 予約権	第8回新株 予約権
権利行使価格	1円							
行使時平均株価	3,098円	3,362円	—	—	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価	3,645円	4,556円	4,959円	6,811円	4,466円	6,004円	4,673円	3,523円

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第8回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	第8回新株予約権
株価変動性（注1）	26.303%
予想残存期間（注2）	2.7年
予想配当（注3）	100円/株
無リスク利率（注4）	△0.205%

(注) 1. 予想残存期間に対応する期間（2016年11月から2019年7月まで）の株価実績に基づき算定しております。

2. 過去10年間に退任した取締役の平均在任期間と、現在の在任取締役の平均在任期間との差を予想残存期間とする方法で見積もっております。

3. 2019年3月期の配当実績であります。

4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(1 株当たり情報)

1株当たりの純資産額	19,055円59銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	272円08銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	270円64銭